

別紙

諮問第727号

答 申

1 審査会の結論

「発表連絡表」を開示とした決定、及びその一部について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に却下とした処分は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2017年〇月〇日に報道がなされた私、〇〇によりされたとする詐欺の容疑に関する、警視庁から報道各社へ公表された公知情報に関するもの、文書等」の開示請求に対し、警視総監が平成31年2月28日付けで行った、却下処分における適用除外とした部分について、その開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

当処分は、以下の理由等により誤っていると思料されるので、審査の請求を行う。

ア 発表連絡はすでに、国内報道機関へ開示及び連絡されているものである。それを被発表連絡者である私が知る権利を保有している。

イ 開示された公文書のほとんど全てが適用除外となっており、この部分については開示の必要性、正当性があると思料されることから、開示を求める。

ウ 当発表連絡を元に全世界のインターネット上において、警視庁の情報を元にしたと記載のある大量のインターネット掲示板等への書き込みがあり、それらは書き込み者の言うところ、警視庁の発表だ。ということであるが、その事実が真実及び事実でないと思料される。このような大量のカキコミに対する法的措置をとるために該当部分の開示は必要であり、問題ないものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 適用除外とした理由について

本件開示請求に係る対象保有個人情報である発表連絡表のうち、適用除外とした部分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）45条に規定する「刑事事件に係る裁判又は検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるため、開示請求を却下した。

(2) 本件処分の妥当性

ア 警視庁広報規程（昭和29年12月16日訓令甲第22号。以下「規程」という。）4条において「総務部長は、広報課長を指揮監督して次に掲げる広報業務を行うものとする。」旨が定められており、同条2号において「警視庁の運営方針の普及徹底及び活動状況の報道に関すること。」が定められている。また、警視庁広報活動実施要綱（以下「要綱」という。）に広報活動の細部が定められているが、規程及び要綱のいずれにも公文書の作成を義務付けておらず、さらに報道発表に関する基準、作成要領等についても定められていない。

しかしながら、処分庁としては通常、国民の知る権利に応えるため、警視庁が取り扱った事件等の情報の一部を警視庁記者クラブに加盟する各報道機関のみに提供するために、発表連絡表を作成している。前述したとおり、作成要領等について定めてはいないが、通常個人に関する報道発表については、逮捕や事件送致に関する事案に限られている。

イ 審査請求人は「すでに国内報道機関へ開示及び連絡されているものであり、被発表者である私はそれを知る権利がある」旨主張する。

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定し、法45条に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」については、保有個人情報の開示等の規定を適用しないこととされている。この趣旨については、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためとされている。

発表連絡表のうち適用除外とした部分には、司法警察職員の処分に該当する情報が記載されている。

よって、発表連絡表は、上記法の趣旨に鑑みれば、その全てを却下処分とすべきであったと考えられるが、処分庁としては本件適用除外とした部分について条例30条の2を適用し、本件開示請求を却下したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 6月14日	諮問
令和 2年 4月21日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 7月13日	新規概要説明、審議（第142回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る対象保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人が行った「2017年〇月〇日に報道がなされた私、〇〇によりされたとする詐欺の容疑に関する、警視庁から報道各社へ公表された公知情報に関するもの、文書等」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人の保有個人情報であると特定した「発表連絡表（平成29年〇月〇日付け、〇〇警察署）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、適用除外とした部分について、法45条1項に規定する情報に該当し、条例30条の2において、条例第5章の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求を却下し、その他の部分を開示とする決定をした。

イ 発表連絡表について

実施機関によると、個人についての報道発表の基準は明文で定めてはいないものの、国民の知る権利に応えるため、逮捕や事件送致に関する事案に限定して報道発表を行っており、その際、本件対象保有個人情報である発表連絡表を作成し、警視庁記者クラブに加盟する各報道機関のみに提供しているとのことである。

ウ 条例の定めについて

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

エ 開示決定及び開示請求の却下処分の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち適用除外とした部分について、法45条1項に規定する「刑事事件に係る裁判又は検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例

第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下し、その他の部分を開示していることから、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 適用除外の趣旨について

条例30条の2は、法律の規定により法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章の規定は適用しないことを定めたものである。

条例30条の2に該当するものとしては、法45条1項があり、同項は「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

その趣旨としては、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰や更生保護上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

そして、このような趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その情報の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられる。

(イ) 「司法警察職員が行う処分」の意義について

「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以

下「刑訴法」という。) 189条1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条2項で、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、司法警察職員が刑事事件等について、法令に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

(ウ) 法45条1項の該当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報について、警察署において審査請求人を取り扱った事件に関して報道発表をした際、事件の概要を報道機関へ知らせるために作成された逮捕や事件送致に関する文書であると説明する。

警察官の逮捕行為に関しては、刑訴法199条、210条及び213条において、通常逮捕、緊急逮捕及び現行犯逮捕についてそれぞれ規定しており、事件送致に関しては、刑訴法246条で規定していることから、逮捕及び事件送致は、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、法45条1項に規定する司法警察職員が行う処分に該当する。

(エ) 適用除外の妥当性について

実施機関の説明によると、法45条1項の趣旨に鑑みれば、本件対象保有個人情報に記載された文書全体を却下処分とすべきであったと考えられるが、本件対象保有個人情報のうち適用除外とした部分には、刑事事件に係る司法警察職員が行う処分に該当する情報が記載されていることから、条例30条の2を適用して適用除外としたとのことである。

審査会が見分したところ、実施機関の説明どおり、本件対象保有個人情報のうち適用除外とした部分には、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る情報が記載されており、条例30条の2に該当すると解することができる。

しかしながら、本件対象保有個人情報が記載されている文書について、その一部のみを法45条1項に規定する情報に該当し、条例30条の2により条例の適用除外に当たるとして開示請求を却下すると、そのこと自体により、その部分

に当該情報が存在することが明らかになると認められる。

これらを踏まえれば、本件対象保有個人情報については、本来であれば当該文書全体が法45条1項に規定する情報であるとして、条例30条の2により開示請求を却下すべきであったと認められるところ、原処分において既にその存否を明らかにしており、さらに、当該文書の内容に司法警察職員が行う処分以外の情報に関する記載は見当たらないことから、原処分を取り消して改めて文書全体を適用除外とする意義はない。

以上のことから、本件対象保有個人情報の一部について、条例30条の2に基づき開示請求を却下した本件処分及びその他の部分を開示した決定は、結論において妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明